

日 時 平成 2 8 年 9 月 2 0 日 (火)

午後 2 時 0 0 分～

場 所 都庁第二本庁舎 3 1 階 特別会議室 2 6

東京都公園審議会 第 1 回専門部会

会議録

【会議】

午後 1 時 5 7 分～午後 3 時 5 4 分

○堀課長代理 定刻少し前ですけど、全員揃いましたので、ただいまより、第 1 回東京都公園審議会専門部会を開催させていただきます。

私は、本日、進行を務めます、建設局公園緑地部計画課、堀と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、お配りした資料ですが、今回、専門部会の次第の下側に資料一覧がありますので、このリストを見ていただきまして、お手数ですが、確認していただき、もし、ない資料があるようでしたら事務局のほうまでお申し出下さい。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、建設局公園活用担当部長、松原よりご挨拶を申し上げます。

○松原担当部長 建設局公園活用担当部長の松原でございます。

委員の皆様におかれましては、本日、大変お忙しい中、また、足元が悪いい中、本専門部会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、平素より東京都の公園緑地行政につきまして、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都では、平成 2 6 年に策定した、東京都長期ビジョンにおきまして、「水と緑に囲まれ、環境と調和した都市の実現」を掲げ、平成 3 6 年までの 1 0 年間で、都市公園を新たに 1 7 0 ヘクタール開園することや、防災公園の整備の拡充、多様な生物が生育・生息できる環境づくりなど、数多くの取り組みを掲げ、事業を進めております。さらに、将来の理想的な都市の姿として、公園について、緑を保全しながら、多機能利用が進み、都民のニーズに応じたさまざまな役割を果たしていくとしております。

このたび、平成 2 8 年度第 1 回東京都公園審議会に、都立公園の多面的な活用の推進方策について諮問をさせていただきました。これは、価値観の多様化やグローバル化が進む中、都立公園がポテンシャルを発揮することで、新たな都市生活のニーズに対応していくことが求められているためでございます。本部会にて、多面的な活用を推進する方策についてご審議いただくとともに、東京都の公園緑地行政につきまして、より一層のご指導を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○堀課長代理 それでは、本日、第 1 回目の専門部会ですので、審議に入ります前に、再

生計画担当課長、小林から、出席いただいている皆様をご紹介します。

○小林課長 再生計画担当課長、小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日ご出席をいただいております委員の皆様をご紹介します。

下村彰男部会長でいらっしゃいます。

○下村部会長 下村です。よろしくお願いします。

○小林課長 保井美樹委員でいらっしゃいます。

○保井委員 保井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○小林課長 渡和由委員でいらっしゃいます。

○渡委員 渡です。よろしくお願いします。

○小林課長 また、ゲストスピーカーといたしまして、国土交通省の古澤達也緑地環境室長にご出席いただいております。

○古澤室長 古澤でございます。よろしくお願いいたします。

○小林課長 なお、金子忠一委員は、本日ご欠席となっております。

東京都の出席者につきましては、恐れ入りますが、お配りしております座席表にてご確認いただきたく、お願いいたします。

○堀課長代理 続きまして、本専門部会の今後のスケジュール（案）をご覧ください。A4横のものです。

本日9月20日が第1回で、次回11月に第2回、年明け1月に第3回の開催を予定しております。第3回で中間報告（案）のとりまとめをお願いできればと思っております。2月の公園審議会で中間報告をいただき、パブリックコメントを経て、第4回専門部会におきまして答申（案）の作成をお願いいたしまして、5月の公園審議会にて答申をいただければと存じます。

短い期間での調査審議をお願いすることになりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきたいと思います。

審議の司会進行につきましては、下村部会長、よろしくお願いいたします。

○下村部会長 下村でございます。

淡々と進んできておりますが、ちょっと一拍置かせて下さい。

この部会は、先週、審議会がありまして、そこで諮問を受けて発足したのですが、審議会の後、会長、副会長から、ご面倒をかけますがよろしくお願いいたしますという激励の言葉をいただきました。それから今日もこうやって、委員よりも、むしろ事務局の方のほう

が多い状況で、恐らく非常に関心が高い問題であるし、これからどんなふうに出プットしていくかということが、皆さんの関心事かなというふうに思います。

そして、日本の各地でいろんな都市公園の、従来なかった活用のあり方が出てきたりとか、それから、整備とか管理の進め方に関しても、さまざまな方策がとられてきているという状況があります。

今日、古澤室長がお見えですけれども、国のほうも一定の方針とか、マニュアルとか、そういったものも出されている中で、今回、東京都として、どんなふうに出プットしていくかということについて、解を出さないといけないというか、解を求められているということですね。

しかし一方で、先ほどスケジュールのご紹介がありましたけれども、非常に短期間でまとめてしまわなきゃいけないという問題がありまして、これからしばらく集中的に審議をしていく必要があると思うのですが、どういうところを審議していくかについて、まとめていかないといけないのかなと思います。今日は、その方向を絞ることが課題であると考えています。第1回目ですから、従来であれば自由にご発言下さいというところなんですが、どんな方向でまとめていくかというご意見も含めて、後でいただきたいと考えております。

恐らく、従来進めてきた利活用と、新たに試みられている利活用とかの整理と、それらの中で、今回東京都がどこを重点的に目指すのかとか、あるいは、整備・管理の手法に関しても、どんな方策の可能性があるのかといった点が論点かと思います。

一方で、官民共同というか、いろんなお問い合わせもあるようで、ある程度、線を引きというのも役割で、何でもありという状況になってはいけませんので、そういうものをどんなふうに出プットしていくのかの整理も求められていると考えています。そういった点、つまり、線引きと、今後の戦略的な展開のあり方というあたりについてご議論いただくのかなと、先週から、いろいろお伺いしながら、そんなふうに私は考えております。

今日は、そんな論点や方向性も含めて、委員の皆様からご意見をいただければありがたいなと考えております。短期間ですけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきたいと思います。まずは、審議の進め方について、事務局のほうからご提案があると伺っていますが。

○小林課長 それでは、資料の説明に先立ちまして、東京都公園審議会の運営に関する要綱第3条第2項に基づきまして、ご提案をさせていただきたいと思います。お配りさせて

いただきました参考資料の中にも、運営に関する要綱が入っております。

こちらの要綱、第3条第2項に基づきまして、本部会、非公開ということを提案させていただきます。

今回の審議内容につきまして、東京都情報公開条例第7条第5項に規定されました検討の段階で公になることは、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民等の間に混乱を生じさせるおそれがあると考えてございます。本部会の審議につきましては、非公開ということでお諮りいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○下村部会長 いろいろお問い合わせがあるようで、途中段階で公開することで混乱を招いてはいけないということで、非公開にしたいというご提案ですが、いかがでしょう。よろしゅうございますか。

(異議なし)

○下村部会長 小池知事が公開のことを気にしておられるところですが、先ほどのような問題は、とても大きい問題だと思いますので、非公開で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小林課長 ありがとうございます。

○下村部会長 それでは、早速、事務局のほうから資料等の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小林課長 それでは、資料のご説明をさせていただきたいと思います。

恐れ入ります。座ったままでご説明をさせていただきます。

お配りしてございます資料の中で、右上に、「本編」と書かせていただきました、「都立公園の多面的な活用の推進方策について 第1回専門部会」という表紙、A4横判がございますけれども、こちらをご覧くださいと思います。

資料につきましては、この本編のほかに、別冊1、別冊2という3冊構成になってございます。

先ほどご紹介いただきましたけれども、公園審議会の資料、9月16日の公園審議会、開催いたしまして諮問をさせていただいたところでございますが、そちらの資料も参考資料としてお付けさせていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、早速でございますが、内容についてご説明をさせていただきます。

本編の表紙をおめくりいただけますでしょうか。

本編ですけれども、全体を5章から構成してございます。最初に、都立公園の概況につ

いて。次に、多面的な活用の事例を載せてございます。次の3、国の動向につきましては、本日ゲストでおいでいただいております、国土交通省の古澤室長からご説明をいただけるということになってございます。別冊2のほうで、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ」もお配りしてございます。そちらも使って、後ほどご説明をいただけるということになってございます。

目次の4と5でございますけれども、こちらの内容が、本部会にてご審議をいただきたい事項となっております。

なお、本日は、ご欠席の金子委員に事前にご説明をさせていただいたところでございますが、なかなか、資料 فقطだと、どのような意見を聞きたいのかがちょっとわかりにくいというお話を頂戴したところでございます。この点も踏まえまして、これからご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、1ページ目、都立公園の概況からご説明をさせていただきます。

1ページにつきましては、制度体系上の都立公園の位置付けですが、都市公園法に基づく「都市公園」に該当するもので、都立公園は、一般に公開する営造物公園となっております。

続きまして、2ページでございますけれども、都立公園の種別ごとの箇所数などを記載してございます。

都立公園は、概ね10ヘクタール以上の大規模な公園などから成っております、全体で82カ所が開園をしているという状況でございます。

続きまして、3ページですけれども、東京都内の公園の整備・開園状況でございます。

平成27年4月1日現在の都内の公園面積、これは区立公園なども含めた面積となっておりますが、約7,732ヘクタール、都民1人当たりに換算しました面積が、約5.76㎡にとどまっているという状況でございます。

続きまして、4ページですが、都市計画決定された「公園・緑地」の面積に対する供用開始面積でございます。現在のところ、供用開始部分、約半分程度にとどまっているという状況でございます。

次の5ページでございますけれども、都立公園の位置図をお付けしてございます。公園の特性ですとか、歴史、周辺環境など、公園ごとにさまざまとなっております、次の6ページには、幾つかの写真をお付けしてございます。

全体で9公園の写真をお付けしてございますけれども、区部、多摩部とも、いろいろな特

徴を持つ都立公園がございます。今回、参考資料としてお配りしてございます都立公園ガイド、こちらの冊子になりますけれども、こちらのガイドに公園ごとの概要を載せてございます。後ほどご覧いただければと思います。

次の7ページでございますけれども、7ページは、都立公園の管理状況をお示した図でございます。

現在、直営管理は、上野、井の頭、明治公園の3公園となっておりまして、そのほかの79公園は、指定管理者による管理という形になってございます。

続けて、8ページですが、都立公園の管理費・整備費の推移でございます。

公園開園面積は、左のグラフに折れ線で示したとおり、右肩上がりですが、管理費は比例をしておりません。整備費は、年度ごとに大きく増減がございますが、これは、用地取得費の影響によるもので、一定をしていないという状況になってございます。

次の9ページでございますが、都立公園が有する機能をお示したものでございます。

公園は多機能ですが、大きく分類しますと、防災、生物多様性、景観、レクリエーションの四つの機能がございます。

次の10ページですが、都立公園内の施設の例を、次の11ページにつきましては、都立公園内のサービスの例を、写真でお示ししてございます。

都立公園の特性などにより、さまざまな利用形態があるという状況になってございます。こちら側の写真をご覧いただければと思います。

それでは、次に、12ページに進めさせていただきます。

12ページでございますけれども、多面的な活用の他都市の事例を幾つか記載させていただきました。別冊1と書いてございます事例集をあわせてご覧いただければと思います。

まず、1の大阪市の天王寺公園でございますが、こちらは、民間資金で広場や施設などを整備した事例となっております。

次の2ですが、富山県の富岩運河環水公園で、世界一美しいスターバックスのある公園として知られている公園でございます。

3は、長岡市の千秋が原南公園となっておりまして、公園と一体となった子育て支援の拠点が整備されたという事例でございます。

次の4ですが、練馬区のこどもの森緑地となっておりまして、区民意見を聴取しながら設計をしたという公園でございます。

次の5ですが、千葉市の稲毛海浜公園。すみません、こちら、「海岸公園」というふう

になってしまっておりますが、「海浜公園」でございます。大変失礼いたしました。海浜公園検見川地区で、民間資金を活用したリニューアルの事例でございます。

次の6ですけれども、千代田区の淡路公園。こちらは、民間再開発にて、既存の都市公園を拡張再整備をした事例となっております。

続きまして、7ですが、新宿区の新宿中央公園でエリアマネジメントによるにぎわいの創出に取り組んでいる事例となっております。

最後に、8ですけれども、名古屋市の名城公園でございます。歴史的建造物の復元を進めている事例となっております。

以上、他都市の事例としまして、代表的なものとしてお付けさせていただきました。

本編にお戻りいただきまして、本編の13ページには、東京都の取り組みを掲載してございます。

レストラン・カフェの事例としまして、上野恩賜公園、駒沢オリンピック公園で進めてございまして、二つの事例を載せさせていただきました。また、保育所等の設置ということで、今年の8月末現在でございますが、都立公園4公園に、5カ所で認定を受けているという状況になってございます。

それでは、続きまして、本編の14ページ、国の動向でございます。

恐れ入りますが、古澤室長、ご説明のほうをよろしく願いいたします。

○古澤室長 国土交通省の公園緑地・景観課緑地環境室の古澤でございます。本来、今日は、課長の町田が出席してご説明申し上げるところを、公務で、どうしても外せないということで、私のほうから代理の形で、現在の国の動向についてご説明をさせていただきます。

今、都のほうで、別冊2としてまとめているものがございます。クリップをお外しいただきますと四つに分かれております。表紙の次のページ、「検討会設置の背景」という、パワーポイント上下印刷の両面印刷のものが一つ。それから、A4のカラー版のパワーポイントで、これも両面印刷になっております。「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」のとりまとめというものでございます。それから最後に少し厚めのA4縦のもので、こちらが、今年の5月に最終とりまとめをしていただきました、検討会の報告、本体という形になっております。

今日は、最初のこの2枚を使わせていただきまして、この全体の概要について、審議の参考とすべくご説明を申し上げたいと思います。

まず、こちら、検討会設置の背景というパワーポイントがございます。A4縦で、上下2分割で印刷されたものでございます。上のほうに、「都市は様々な課題に直面」とございますが、ここは若干少し文字にはございません背景などを説明させていただければと思います。

今回のこの検討会は、2年前、平成26年の2月に、社会資本整備審議会という、私どもの審議会に、国土交通大臣宛て、諮問がなされております。諮問の内容は、「新たな時代の都市マネジメントはいかにあるべきか」というテーマでございました。これを受けまして、審議会の中の都市計画部会の中に小委員会を設置し、全体で11回、議論がなされています。ここでは、広範な議論、大きくは三つございました。一つが、エリアマネジメントをどうしていくのか。二つ目は、市街地整備の今後のあり方をどうしていくのか。三つ目は、都市のインフラ整備をこれからどう考えるのかというテーマでございました。

ここは、問題意識を少し詳細にご説明申し上げますと、実はちょうど同じ時期に、戦後7番目の国土計画になります新・国土形成計画の議論が始まっておりました。この議論は、いろいろな現在の問題意識、社会情勢の変化に対応して、今後の国土の方向はどうあるべきかということを議論いただいたわけですが、いろいろな課題意識の中で、大きな問題意識が幾つかございます。一つは、我が国の置かれた状況ということで、少子化・高齢化というものに対する対応です。経済的側面から言いますと、これは生産年齢人口がどんどん減ってしまうと。一方で、高齢者が増えるということで、社会保障費がどんどん増大していく。これは、世界と競争していく中であっては、生産性の向上ということを真剣に考えて大胆に舵を切らないと、日本国はやっていけないだろうと、こういう問題意識が一つ目でございます。

それから、二つ目は、迫りくる大災害への対応準備です。東日本大震災がございましたが、首都直下地震、内閣府の防災会議でいろいろなパターンを検討されておりますが、そのうちの東京湾北部地震は、向こう30年間で70%の発生確率だろうと言われている。もしこれが、今この段階で発生してしまったときに、日本の中核である東京が、壊滅的な被害を受けるということは、日本全体の経済そのものにも多大な影響を与える。これにしっかりと対処しなければいけないということです。

一方で、国際競争力を維持するためには、東京の機能の維持はどうしても必要ですが、日本全国のバランスを見ると、東京一極集中というのはマイナスの弊害がある。首都直下地震の観点からもある程度の機能分散が求められる。そこをどうバランスをとりながら考

えていくのかという問題意識が２点目でした。

三つ目は、こちらにもございますが、財政制約、それからインフラについての老朽化という問題がございました。財政制約は、国も地方も厳しいというのはご案内のとおりですが、例えば国でいきますと、今年度、平成２８年度の一般会計予算、当初で約９６兆円でございますが、そのうち社会保障関係費が３２兆円。割合でいくと４０％を超えております。約４４％です。年々これは増加の傾向にございまして、これに加えて、国から地方にお配りする地方交付税が約２割ございますので、実際のところ、国が自由に使える財源は、補助金を含めて、ほとんど薄くなってきているという状況がございます。

ちなみに、公共事業関係費は、平成２８年度は、額でいくと５兆９，０００億円、率でいきますと、約８．２％ということで、平成の初めごろから比べると半減しているという状況になります。

一方で、これもよく報道されておりますとおり、社会資本整備、この５０年間に、各５カ年計画で一斉につくり始めたものですから、これまた一斉に老朽化を始めている。試算をすると、どうも、その老朽化したもののメンテナンス費用と、それから改善費用を加えると、新規の投資額はほとんど出ないだろうと推計されている。この現実に対してどう対処するのかという問題意識がございました。

これに加えて、都市の側の問題からは、もう一つ、都市計画の仕組みそのものをやはり根本から見直さなければいけないだろうという問題意識です。ご案内のとおり、現在の都市計画法は、昭和４３年に旧法が改正されたときの骨組みが、今も続いているわけですが、基本的に、人口が都市にどんどん集中をして、拡張していく都市を、どう土地利用コントロールしていくのか、どうインフラ整備を進めていくのかという観点で制度設計されております。これが既に一部の都市では、人口が周辺部では縮小し始めている。学会などでは「縮退都市」という言い方がされております。こういった状況には、制度がそもそも対応できていないということでございます。現実には、縮退するエリアでも、実際に人がお住まいなわけですので、その住んでいらっしゃることを含めて、どうしていくのかというところをしっかりと考えなければいけないだろう。このため、今、コンパクト化というキーワードでいろいろな制度が少しずつ進んでいるわけですが、これを考えていかなければいけない。この辺が背景として、今ご覧いただく「都市は様々な課題に直面」というところに書かせていただいております。

このため、今までの都市というものについて、インフラ整備などの観点からは、整備し

て供給するんだというところから、どう管理していくのか、どう経営していくのか、どう再生していくのか、そういう切り口からそもそも検討しようということで、この諮問がなされたということでございます。

冒頭申し上げたとおり、検討は多岐にわたったのですが、特に公園につきましては、この1枚目の資料の下段ですが、「あり方検討会」とございますが、さらに深掘りをするために、進士五十八先生を座長としたメンバーにお集まりいただき、都合、全体でこれだけの回数を議論をさせていただき、最終的に、この5月に最終とりまとめという形で公表させていただいたと、長くなりましたが、こういう経緯でございます。

裏側のページの2ページ目のところ、検討会の主な論点は、2点ございました。ご覧いただくとおりでございます。論点1として、人口減少・少子高齢化の中でどうしていくのかということ。それから、論点2として、まちの活力と個性を支えるために都市公園はいかにあるべきか、ということです。こちらは個別具体の論点になっておりますが、もともとの背景は、冒頭申し上げたとおり、世の中全体の動きの中で、公園はいかにあるべきなのだろうかということが問題の発出になっております。

2ページ目の下段のところは、公園緑地行政の変遷という絵が1枚ついておりますが、左側の社会情勢は申し上げたとおりです。公園に関しましても、真ん中の緑色のところですが、棒グラフになっているところは事業費でございます。バブル経済の90年代から比べると激減しているということ。さらには、ストックは相当たまっていること。右側のオレンジ、茶色の部分ですが、整備よりも維持・管理やマネジメントというところに重点が置かれ始めている、置くべきである、ここをどうするのかということでございます。

最終とりまとめのほうでございますが、こちらのA4の横長1枚、表裏をご覧ください。

まず、表側のほう、概要でございます。上の枠のところ、都市を取り巻く社会状況については、ご説明申し上げたとおりです。さまざまな観点から、どう緑を考えていくのか。その基本的考え方、ポイントは、下から2段目のところに、「新たなステージで重視すべき観点」という形で、三つ、抽出をしていただいております。一つが、ストック効果をより高めていく。二つ目は、民との連携を加速していく。三つ目は、既にある公園を一層柔軟に使いこなす。これに力点を置くべきであるということをご提言いただいております。

具体的にどうするかというものが、次の裏側のページ、新たなステージに向けた重点的な戦略という形でまとめていただいております。

先ほどの三つにほぼ対応するのですが、一つ目は、緑とオープンスペースによる都市の

リノベーションの推進。これは、都市構造は、時間とともに、住んでいらっしゃる方々、社会の要請も変わっていくということを前提にしたときに、公園そのものも、都市再構築の中でこういった役割を果たせるのだろうかという点が一つ。

それから、右側のところ、青い部分です。より柔軟に公園を使いこなす。そのためには、計画と管理・運営、経営が必要であろう。「プランニングとマネジメントの強化」とございます。ここでも小さく、（１）から（３）まで、個別具体的な提言をいただいているというところなんです。

それから、最後に、３番目に、これは方法論ですが、具体化するためには、民と効果的な連携が必要、そのためには仕組みをしっかりとつくるべきであろう、ということのご提言です。こちらにも、個別には、（１）から（３）までご提言をいただいた形になっております。

現在、国土交通省では、この５月の提言をいただいたことを契機に、来年度、平成２９年度に向けまして、予算要求、それから税制改正の要望を出しております。さらには、これは年末に向けての検討になりますが、関連する諸制度、都市公園関連制度ですとか、都市緑地関連制度、あるいは生産緑地関連制度などなどについても、必要な制度の改正ができないかということで、関係機関と、９月以降、具体的な協議、調整に入っているところでございます。国のほうは、今、この審議会の答申を受けまして、個別の施策に落とすべく、まずできるところから改善を加えようということ動いているということでございます。

結論的なものでございますが、今いろいろ申し上げたものがご議論の集結ということですが、東京都の公園審議会の今回のテーマに関連するということから切り取って申し上げますと、まず一つは、都市公園について、こういった使いこなすというようなキーワードが出てきた背景には、一般の方々、いろんな方々から、公園というのは規制の多いスペースであるというような評価をされることがかなりあるということです。実はこれは、公園の利活用が進んでいない、もともとが都市の中のインフラの一空間であるということで整備をしてきたということを考えると、大変に不幸なことであろうと。実際、仕組み的な問題からいくと、現在の公物管理法での都市公園法は、ほとんど何でも読めるような形になっているわけです。それが、仕組みが悪いというような誤った議論になりがちである。これは東京以外の地方都市でも、よく議会などでも議論になってしまっているようなところがございます。

二つ目には、こういった評判を呼んでしまう、評価を呼んでしまうところの一面に、我々行政のほうとして見ると、自主規制的に対応してきたことというのがひとり歩きして、そういう受けとめ方をされているのだろうという部分があるのは否めないのかなという反省がございます。そういうことからすると、目に見えるような思い切った方針転換というものが必要であろうと。これは、仕組みの問題というものもちろんありますが、運用の問題もかなりあるという点があるのだろうということだろうと思っています。

ただ、1点あるのは、実務を担当する観点からすると、いろいろな利用者の方々、利用されないけれども、近くの方々から、ご希望だけでなく、さまざまな苦情などをどうさばくかという実務上の困難な点がございます。実務的に動くような仕組みの構築というのも、セットで考えなければいけないだろうということなんだなと思います。

あとは、最後に、これは公園緑地・景観課長の町田からの伝言でございますが、東京都でできないことは、多分、全国、ほかの地域どこでもできないと。ぜひ、全国の公園の活用の旗手となるように、公園資産の最大の効用を発揮、頑張ってもらいたいというエールがございましたので、お伝え申し上げます。

長くなりました。以上でございます。

○小林課長 古澤室長、どうもありがとうございました。

それでは、また本編にお戻りいただければと思います。本編の15ページからご説明をさせていただきます。

15ページから18ページまでにつきましては、東京をめぐる社会情勢について記載をさせていただきます。

まず、15ページでございますけれども、少子高齢・減少社会の到来という形で書かせていただいております。

東京の人口ですが、2020年をピークに減少に転じる見込みと分析されてございます。また、世帯構成ですが、単独世帯が増加しており、特に後期高齢者の単独世帯の増加が非常に顕著になっているというのが特徴でございます。

次の16ページでございますが、価値観の多様化について書かせていただいております。

毎年、内閣府で実施されております、「国民生活に関する世論調査」におきまして、精神的な豊さを重視する傾向が高いということがおわかりいただけるかと思います。また、今後の生活で力を入れたいこととしましては、レジャーや余暇生活というものが所得など

を上回る回答となっております。

次の１７ページでございますが、都市間競争について書かせていただいたものでございます。

東京は、世界の都市総合ランキングにおきまして、２００８年に発表されて以来、ずっと４位を維持しているという状況でございます。ちなみに、現在、ロンドンが１位でございますけれども、ロンドンは２０１２年にこちらのランキングで１位となりまして、オリンピック以降も着実にスコアを伸ばし、現在では２位との差を広げている状況というふう

に分析がされてございました。東京におきましても、４年後にオリンピック・パラリンピック大会を控えてございます。また、その１年前にはラグビーワールドカップという大規模な世界大会を控えている状況となっております、世界から注目を集めている都市と言えるかと思います。現在の訪日・訪都旅行者、これはどちらも非常に増加をしてございまして、昨年は過去最高を記録したといった数字が出てございます。

続きまして、１８ページでございますけれども、エリアマネジメント団体の活動について記載をさせていただきました。

都では、まちづくり団体の登録制度といったものを条例で設けてございます。また、エリアマネジメント活動をいろいろな意味で推進をしているというところでございますけれども、こちら、１８ページには、代表的な例を幾つか写真をつけて入れさせていただいてございます。

一番左側、「すわる新宿計画」という、広告も入れさせていただいてございますが、これは、西新宿の、まさに都庁の周辺でございますけれども、西新宿の歩道と、あと、ビルの公開空地等を一体的に活用した社会実験ということで、昨年度、開催されたものでございます。

中央は、道路占用によりますオープンカフェの事例を２点ほど入れさせていただきました。

一番右側には、清掃活動などを行っておりますエリアマネジメント活動の例ということで、代表的なものを入れさせていただいているというところでございます。

次の１９ページをおめくりいただきたいと思いますが、こちらからは事務局の案ということで、まとめさせていただいているものでございます。

多面的な活用とはこういったものを指すのかということが、これまで明確な定義がございませんでした。この点から、まず、本部会でご審議をお願いしたいと思っております。

て、まず、事務局の案としてまとめたものをご説明させていただきたいと思います。

19ページの中に概念図のようなものを付けさせていただいてございますけども、従来の都立公園、これは先ほどもご説明をさせていただきましたが、もともと多くの機能を有しているというものでございます。その多くの機能を有している都立公園に、都民や来園者の方、さらには、行政などのさまざまなニーズというものを融合させ、反映すること、すなわち、従来の公園機能をレベルアップさせたり、新たな機能を追加するということを、多面的な活用と定義ができないかと考えたものでございます。この点につきましても、後ほど、いろいろとご議論をいただければと思います。

続きまして、22ページでございますが、その多面的な活用がなぜ必要なのかについて、こちら事務局の案としてつけさせていただいたものでございます。

まず、一つ目でございますけども、都市のニーズに対応するため、魅力的な場を都市に創出する必要があるのではないか、というふうに考えているところでございます。

また、東京の国際競争力を強化するために、外国人観光客やグローバル人材に評価される都市の構築というものも必要になっているかと思っています。

このような中、都立公園は、誰もが豊かな緑とオープンスペースの中で居心地よく過ごすことができる場でございます。

都立公園のポテンシャルを最大限発揮するには、先ほどの概念図にもお示ししましたように、従来機能の質の向上や、新たな機能を付加する多面的な活用というものを推進すべきと考えております。

さらに、東京では、エリアマネジメント活動や質の高い広場空間を生み出す都市開発など、公共貢献に取り組む民間の活動というものも活発でございます。

多面的な活用に当たりましては、ニーズへのきめ細かな対応や公園関係の予算にもいろいろな制約等があることを鑑みますと、官民連携をより進めていくという視点が重要だと考えております。

多面的な活用については、全ての都立公園で適用すべきことだと考えているところですが、本部会の中では、民間のアイデアを取り入れる際の活用のあり方について、ご検討をお願いできればというふうに考えているところでございます。

次の21ページからは、東京都が想定しております多面的な活用のパターンを幾つかお付けしているものでございます。

まず、21ページ、大きく二通りのイメージをしております。

一つとしましては、にぎわい・地域活力の創出でございます。背景としましては、東京という社会情勢の中でも触れさせていただいてございますけども、生活の質を重視したりですとか、余暇・文化等で楽しく豊かに過ごすことが求められているといったこと。また、住まいの形態としまして、東京は共同住宅が7割に達しているという状況もございます。核家族化も進展しているという中で、誰もが利用したくなる公園を目指したいと考えております。

もう一つにつきましては、まちづくりとの連携でございます。背景としましては、民間開発による良質な公共的空間が多数生み出されていること。また、エリアマネジメント活動の広がりや、地域の魅力や価値の維持・増進が図られていることから、周辺の民有地などと協調した取り組みを進めるべきと考え、目指す都立公園の姿としまして、「まちに浸み出す公園」というふうに書かせていただきました。この「まちに浸み出す」という表現ですけども、こちらは今月の2日に、東京都都市整備局が事務局となりますが、都市計画審議会から答申されました、「2040年代の東京の都市像と、その実現に向けた道筋について」の中から引用させていただいてございます。

こちらの21ページの中で、幾つかの具体例を書かせていただいておりますが、詳細につきましては、22、23ページに書かせていただいておりますので、そちらをご説明させていただきます。

まず、22ページでございますが、22ページの上段、レストラン・カフェを記載してございます。

まず、東京都のほうでイメージをしております、他都市の事例というところでは、一つは、先ほどもご紹介をさせていただきましたが、富山県の環水公園でございます。また、もう一つ、例として挙げさせていただきましたのが、福岡にございます水上公園を挙げさせていただきました。

都立公園は、毎年、利用者の方のアンケートなども実施してございますけれども、飲食店や売店の充実を求める声というものは多くいただいているという状況もございます。現在、上野恩賜公園では、既に民間にレストラン・カフェの運営業務を委託しているということで、もう既に実施済みでございますけども、駒沢オリンピック公園では、来年の春、新たにオープンする予定ということで進めてございますが、今後も、都立公園の特性やニーズに適したレストラン・カフェというものを展開できないかというふうに考えているところでございます。

次に、「公園の自然を身近に親しみ、体験できる場」についてでございます。

イメージとしましては、北海道の東神楽森林公園で、これは期間限定のイベントとして行われたものでございますが、「グランピング&マルシェ」というものが開催されました。東京におきましても、都立公園の豊かな緑の中で、ゆったりとした時間を過ごしつつ、自然体験を満喫できるような場を提供できないかと考えてございまして、このようなグランピングというものが今後検討できないかというふうに考えているところでございます。

続きまして、23ページでございますけれども、上段には、「いつでも誰でも遊び、学び、交流できる場」ということで書かせていただきました。

イメージとしまして挙げておりますのが、新潟の千秋が原南公園、これは先ほどの事例集でも載せさせていただいたものでございますが、また、こどもの森緑地、この2点を挙げさせていただいてございます。東京の住まい形態、共同住宅が7割、また、核家族化も進んでいるという状況がございます。なかなか外で元気に子供たちが遊んだり、スポーツをするという機会が減っているというような調査結果があります一方、高齢者の方は、日常的な楽しみとして、仲間などとの交際ですとか飲食、旅行を楽しみたいというお声が高くなっております。都立公園におきまして、子供から高齢者の方まで、多世代が交流をし、楽しめるような場を提供できないかと考えているところでございます。

次に、「良質な公共的空間と一体となる都市公園」、また、「回遊性を高める都市公園」についてでございますが、イメージに挙げておりますのは、港区のミッドタウンや千代田区のワテラスでございます。こちら、両方とも区立公園ではございますけれども、都立公園においても、地域特性に応じ、にぎわいや回遊性、防災機能の向上など、質の高い都市空間を形成する取り組みを進められればと考えているところでございます。

以上、東京都で、今、イメージしてございますパターンを4点ほどご紹介させていただきましたけれども、ここでお示ししましたパターンを進めるとしたら、どういう点に考慮すべきかですとか、あと、ここでは四つのパターンとなつてございますけれども、このパターン以外に、何かこういった考え方、こういうことをやってはどうかということなどについて、ぜひご審議をいただければと思っているところでございます。

最後に、24ページをご説明させていただきたいと思います。

多面的な活用の方向性（案）ということで、事務局のほうからご提案をさせていただいているものでございます。

まず、緑とオープンスペースを、今後とも整備を進めていくということにつきましては、

着実に行っていきたいと考えているところでございます。

その上でございますが、多面的な活用の方向性として、まず、前提には、本来有している緑や防災等の機能を確保すること。これは絶対的に必要なことだと考えられると思っております。

また、利用者本位の視点で取り組むこと、都立公園の性質や特徴、周辺の地域特性やまちづくりの動向等に調和した、居心地のよい公園、誰もが利用したい公園とすることも重要ではないかと考えております。

さらに、ハード・ソフトの両面から民間のアイデアを広く取り入れた官民連携を進めることですか、公園の質の向上につながる公共貢献を求める仕組みの導入も大事ではないかと考えています。

公園管理者と、その公園の維持管理や運営に関わる関係者が連絡・調整する体制といったものですか、エリアマネジメントの視点、必要に応じた制度の見直しなども求められているものではないかと考えているところでございます。

以上、大変駆け足でのご説明となりましたが、ここにお示しさせていただいたような方向性が妥当なのかどうか。また、ここに案として載せさせていただいた方向性につけ加える視点がないか。また、この方向性を踏まえまして、先ほどの活用パターンを仮に導入するとした際には、どのような選定をして公園を選んでいったほうがいいのか。また、公共貢献のあり方もそうですし、民間のアイデアを導入するに当たっての視点や手法、さらに官民連携のあり方といった、運営の視点や手法などについても、ご審議をいただければと思っております。

大変長くなりましたが、私からの説明を終わらせていただきます。

○下村部会長 どうもありがとうございました。

一通り事務局のほうで用意された資料というか、お考えになっていることを、ご報告をいただきました。

お話を伺っていて、恐らく、本編の19ページ以降ですかね、定義をされたりとか、活用のパターンというようなことを出されていて、こういった点について、どんなふうに位置付けていくとか、あるいは、もう少し戦略的にはどう進めていくとよさそうなのかというところについてご意見が欲しいというニュアンスかなと思います。

今日は、先ほど言いましたが、1回目ですし、それぞれ、必ずしも公園のご専門ではない分野から来ていただいていますので、この報告書のまとめ方とか、あるいは、公園の活

用の仕方ですね。恐らく、公園サイドというか、従来では、整理において抜け落ちている
というか、ふわっと捉えているところが、それぞれのご専門から見ると、違って見えるよ
というあたりのことについても、ご意見がいただけるとありがたいと思います。ただその
前に、一貫して説明をいただきましたので、何かこの点はまず聞いておきたいというか、
質問がありましたら、それにお答えしてからのほうがいいのかと思います。いかがでしょう
か。特になければ、ご意見を伺っていくということにしたいと思います。

はい、どうぞ。

○渡委員 一つだけ、ちょっと。私の知らない言葉が一つ出てきまして、「供用」という
言葉が最初のご説明にあったんですけど、都立公園の半分ぐらいしか供用されていないと。
その「供用」という意味をちょっと教えていただけますか。

○小林課長 ご説明しましたのは、ページでいうと4ページになるかと思いますが、都市
計画決定をしまして、整備を終わった後、きちんと管理者が管理を始めることを「供用開
始」というふうに言ってございまして、半分までしかまだ、要は公園としてきちんと管理
がされていないですとか、それ以外はまだ買収をしていなかったりですとか、買収しても
公園としての形になっていないというような状況でございます。

○渡委員 そこを使えるのですか。供用していないところは使ってもいいのですか。

○小林課長 供用していないところが、今も、第三者が入れるような場になっているよう
なところもあるかとは思いますが、ただ、公園としては管理をしていないという
形になります。

○渡委員 では、公園でないということは、用途無指定ということですか。

○小林課長 神社ですとか、あとは、例えば都心部ですと、神宮外苑のようなところ、あ
あいったところも都立公園ではないんですけれども、実際、人が自由に、一部では通れる
空間があったりという形になっています。それは、ここでいいます未供用部分と。

○渡委員 一部、自由に使える。

私から見ると、自由に使えるということがすごく重要だと思っている。つまり、無指定
のほうが可能性はあるということです。

○小林課長 いや、ただ、所有者が違いますので、そういった意味では自由ではないです
ね。

○渡委員 わかりました。

○下村部会長 要するに、都市計画決定はしているけれども、まだ他の人の所有地になっ

ていたりとか、そういうケースですね。

○渡委員　そういうことですか。

○保井委員　道路と同じような状況。

○下村部会長　道路。そうですね。

○保井委員　普通に民家が建っているようなところでも公園としての都市計画決定をされているというのが結構あるということなんです。

○渡委員　なるほど。わかりました。ありがとうございます。

○下村部会長　ほかは、よろしいですか。

○保井委員　一つだけ、じゃあお伺いしてもいいですか。

ありがとうございました。質問というか、もう議論に入り込んでいるような質問かもしれないんですけども、東京都のほうでの取り組み、もう既にいろんな取り組みとして13ページで、上野や駒沢、それからいろんな保育所等のご紹介があったんですけども、これに関連した質問です。私は、都市マネジメントの視点から、公園に関して、いろんな収益事業が行われるときに、そこから生まれた収益が、また公園の管理、それも今までは必ずしもなされなかったきめ細やかな管理に反映されていく仕組みづくりが大事だと思っているという立場です。そこでお聞きしますが、上野公園であれば、もともと公園協会がどこかでされていた何か売店があって、それを別の、ここですとスターバックスとか、そういうところに委託されたのかなと思うんですけども、お金の流れとして何か変化があったのでしょうか。ほかのところもそうなんですけれども、変化があったのかどうかとか、どういうふうに東京都としてこれは効果を捉えていらっしゃるのかという部分はどうなんですか。

また、こうした施設は、お金を出して運営してもらっているというようなことじゃなくて、自立的に店舗をつくって運営してもらっているということなのか、あるいは、もっとさらに先に行って、その収益の数%がまた戻ってくるような仕組みになっているのかとか、その辺の、特にお金の流れの仕組みに関して特徴的なことがあれば、特に13ページにあるあたりから、教えていただければと思います。

○佐野課長　利用促進担当課長、佐野でございます。座って説明させていただきます。

まず、上野公園のほうですが、こちらは、おっしゃるとおり公園協会が許可を受けておりまして、その業務をスターバックスさんですとか、そういったところに業務委託をしているというところになっております。特徴的なことにつきましては、売り上げの一部を公

園に還元をするというところで、主にソフトの部分ですが、例えば竹の台の池のところに水中花壇を設置したり、園路の地被類を植栽したり、あとは、今、公園のPRキャラクターがいますが、そういったところの財源として、上野公園の魅力アップのソフトを中心に使わせていただいていると。そういう意味では、上野公園のグレードアップの一翼を担っているというところでございます。

それから、駒沢オリンピック公園でございますが、こちらは、初めて、建物から民間の資金を入れまして建築をしているものでございまして、ちょうど今、着工し始めているというところでございます。来年の春オープンの予定でございます。こちらの特徴としましては、店舗の売り上げにつきましては、一部を公園協会の基金のほうに寄附をしていただきまして、こちらは駒沢オリンピック公園だけではなくて、全都立公園のほうに、やはりソフト中心ですが、魅力アップですとか、あとは、防災に関するような設備の設置等に入れていくというところで、魅力アップにつなげていくというような事業を春からやる予定というふうになっております。

○保井委員 ありがとうございます。上野の場合は直営なので、その売り上げの一部というのは、東京都さんのほうに。

○佐野課長 ではなくて。

○保井委員 それとも、店舗のほうか。

○佐野課長 こちらは、公園協会のほうの基金の一部ではないですが、都のほうに入るのではなくて、協会のほうの会計を使いまして、そちらで区分経理を行いまして、管理をしているというような仕組みになっております。

○保井委員 わかりました。ありがとうございます。

その会計とか、その会計がどういうふうに使われているのかみたいな、さっきの情報公開の話ではないですが、そういうのというのはどこかで見える化されているんですか。

○佐野課長 上野公園のほうは、一応公園協会のホームページのほうで、こういったものに還元をされているかというところについては、情報を出させていただいているような仕組みをとっております。

○保井委員 ありがとうございます。

○下村部会長 ついでに、今の会計というのは、上と下では、これは違うんですか。上は単独。

○佐野課長 すみません。上野公園のほうは、上野公園だけで使うポケットがございまし

て、協会のほうに、そういった区分した会計がございまして、全て上野公園のほうに還元をする仕組みになっております。下の駒沢オリンピック公園というのは、公園協会が持っておりますサポーター基金というのがございまして、そちらを活用しまして、売り上げを全て還元する形をとらせていただいています。基金の事業として、公園協会が還元をするというふうになっております。

○下村部会長 それは何か指定管理の制度と関係があるんですか。指定管理は関係ない。

○佐野課長 駒沢公園は協会が指定管理者ですが、この公益還元は指定管理とは全く関係がございません。公園協会の公益事業として使う、公益事業の一つとしてやらせていただいています。

○下村部会長 上が直営で、あとは指定管理なのかなと。基金が一体化しないとか、そういうようなことではないんですね。

○佐野課長 指定管理事業とは全く別になっていまして、上野公園のほうも、公園協会は指定管理事業として運営しているわけではなくて、公園協会の収益事業として店舗運営をして、公益事業として公益還元をしているというところがございます。

○下村部会長 わかりました。

ほかはよろしいですか。

それでは、まずは第1回目ですので、資料に対するご意見と、それから、あとはご専門の観点から見た都市公園というものの意義付けとか、新しく何かこんなふうに位置付けていけるのではないかというようなことも含めて、ご意見を伺えるといいなと思いますが、今日お休みされている金子委員は、その点に関しては特に何か。

○小林課長 金子委員からは、その点は、まだ具体的なお話はいただいてございません。

○下村部会長 わかりました。

では、ちょっといきなりですので、いろいろと手探りの状態ではあると思いますが、もお二方、それから、今日、せっかく古澤室長にも来ていただいていますので、古澤室長からもいただければと思います。

保井委員、いかがですか。

○保井委員 いろいろありがとうございました。

基本的には、ご提案にあったような活用のパターンというのが、全部実現されるといいなと感じているところです。

私は、公園というよりは、都市マネジメントという視点で研究あるいはいろんな活動を

してしまして、先ほどの説明の中でありました、国ですと、公園のほうではないですけれども、少し最後の議論のところで参加させていただきました。新たな時代の都市マネジメントの小委員会に参加させていただきましたほか、都庁のほうでは、先ほど少し触れていただいた、先日答申が出た2040年の都市づくりに関する調査にも参加させていただいており、時代の変化の中で、つくるより、マネジメントに焦点が当たりつつあるのかなと感じています。

それで、焦点が当たっているというのは、行政側だけではなくて、民間の側でも同じです。箱としてのビルをつくれれば、人が入ってくるとか、テナントが入ってくるという時代ではなくて、やっぱりいろんな意味で付加価値をつけていかなければいけない。これから日本の中の需要は減っていく中で、世界からいろんな投資を誘引していかなきゃいけないわけで、付加価値をつける際に、公園には可能性がある。つまり、これを新たな時代のものにしていかなきゃいけないというニーズは、必ずしも行政側、あるいは使い手である都民の側だけではなくて、民間の側にもあるんだということが表現されるといいなというふうに思っています。

そういう視点で考えますと、例えば20ページの（案）のところで、下から四つ目のボチで、「更に、東京都内では、エリアマネジメント」云々とありまして、「公共貢献に取り組む民間活動が活発である」というふうにあるんですけども、確かに現状としては公共貢献を求められて、その中でいろんなことがなされているということは多いんですけども、やっぱり本来目指す形としては、その公共貢献が民間事業の付加価値創造にもつながっていくようなものではないかと思います。実際に、例えば大丸有なんかで公共貢献としてお濠の水の浄化をやっているとか、公共的な空間を生み出しているというのはあるんですけども、やっぱりそれが大丸有、丸の内の価値の向上にもつながっているというような要素はあるのです。

何かここは、今日、パブリックスペースがまちづくりで非常に重視されていて、民間主導のまちづくりにも、公共的な要素、誰もが入れやすいような空間づくりなんかが重視されているということを踏まえ、行政が民間に求めて何かをやってもらおうとか、民間が行政にお願いしてやってもらおうというのではなくて、官民の垣根を越えてともにパブリックなスペースをつくり出さなきゃいけないという、そういうチャレンジをする時代に来たんだみたいな書きぶりまで打ち出していくといいんじゃないかなという気がしています。

各論で大事なことの一つに、21ページで、例えばまちづくりとの連携というところに

関連しますが、「まちに浸み出す公園」づくりがあります。公共的空間と一体になる公園というのは、まさに事例でも挙げていただきましたし、都内でたくさん見られるところではあるんですけども、やっぱり公園が核になって周りにまちがある形をつくらないといけないと思います。ニューヨークなんか、まさにその典型だと思うんですけども、ここに、左下に写真があるようなブライアントパークとか、ほかのところもありますが、公園が使いやすくなって、そこにみんなが寄り集まったりとかアクティビティが行われる空間になると、周りの土地の価値が上がっていくということが起きるはずなんです。

これは必ずしも東京だけではなく、他の都市でも同じようなことが議論されています。都心なのに公園の周りに、公園を生かしたようなお店がきちんとあるかという、全然、そういうふうにはなっていないくて、それはやっぱり公園とまちが断絶している。そこがもしつながっていれば、公園に向けて例えばオープンカフェなんかがあって、公園にさっと行けるような場になっていれば、確実に公園の近くが、周りを囲むような土地というのは、一帯が何かカフェになっていたりとか、公園に、保育園でもいいですけども、そういうものが周りにできていく、そういう需要とつながっていくと思うんですけども、何かそういうふうになっていないということを考えると、「まちに浸み出す公園」というのは、やっぱりまちの価値を上げる公園というようなキーワードが必要です。具体的には、多分、国交省のほうから提示があったような、連携体制だったり、協議会だったりというものも一つあるんでしょうけれども、さらに言えば公園を生かしたような、今でも高さ規制とか、地区計画のようなものがかかっていることはありますが、より積極的に、1階部分は公園と連動したようなカフェなどの用途に誘導されていくといい。また、道の一部を廃道していこうなんていうようなこともあっていい。公園につながる部分の沿道がカフェなんかで使えるように、道路の方でも改革を進め、例えば、その占用料がまた公園と連動したエリアマネジメントに還元されていくとか、何かそういうような、非常にダイナミックな「都市を使う」という視点からの公園運営の改革構想につながっていくいいと思います。そこまで行くと、やっぱり大切なのは周辺のまちづくりとの連携ですし、民間都市開発との連携にもつながっていくんじゃないかなという気がします。

あとは、先ほちょっと質問をさせていただいたんですけども、財政のお話もありましたことですが、やっぱり市民がいろんな公共事業とかに対する目も厳しくなっていく中で、何か、小池知事もおっしゃるように、いろんなことを見える化していくというのがとても大事です。そのときに、公園というのは、直接ベネフィットが見える。都民に

とっても、公園は非常に愛着のある場でもあるので、何かそこを逆手にとって、上手に見える化するといいと思います。何か公園管理に参加する民間事業者もそこに入り込み、先ほど触れられた基金のようなものが、何かもう少し具体的な管理運営項目と連動するような形にするといいんじゃないかなと思います。恐らく今はレストランをやってもらって、その一部が管理者である公園協会とか、あるいは、それと切り離された形の基金に入ってきて、そこでまた魅力化は別のところで行われているんだと思うんですけども、それが例えば先ほど国のほうの議論として説明があったような協議会みたいなもの、協議会なのか、もう少し、それが基金の使い道を管理する組織になるのか、少し議論は必要だと思いますけれども、そういうのと連動していったって、管理をしながら収益業務を行うと、それがそのまま、まさに公園と周辺部の使いよさにつながっていくというのが見えるような仕組みになると、やはり利用者としても、もっと関わっていこうというようなことになるんじゃないかなと思います。そういうことです。

もう一つ。すみません、ばらばらで申し上げていてですね。公園をめぐる官民連携とかPPPとかをキーワードとして、実に様々な話が語られるんですけども、少し議論を分けたほうがいいんじゃないかなと思っています。一つは公園管理のパートナー、二つ目はスターバックスのような収益事業のパートナー。この辺が、いわゆる民間事業者との連携なのだと思います。それと別に、三つ目には、公園の周辺事業者との連携もあると思うんですね。四つ目は、多分、公園の魅力化を行う、いろんなアクティビティなんかを提供する人や団体との連携。これは事業者だったり、個人だったり、いろいろ非営利団体だったりもするんだと思うんですけど、そこでの連携があります。多分、この辺の4つあたりが公園マネジメントの連携相手となる民間主体なんじゃないかなと思います。さらにその上乘せとして、公園の使い手と事業者をつないでいくようなサポーター、これは多分、国の中でも、②のところに出てきたような、公園のヘビーユーザーであり、時には管理者というか、運営側に回って、いろんなグランピングだったりとか、そういうようなものを企画運営していくようなサポーターとの連携もあります。それから、広く住民との連携となります。そのような感じで、一概に何か民間との連携といっても、いろんな対象があるので、何かそういうような、どことどう連携の形というのがあるのか、あるいはそれが複合的になっていくのか、何かそこら辺も整理をしていったほうがいいのかと感じました。

すみません、ばらばらと。とりあえず感想を申し上げました。以上です。

○下村部会長 ありがとうございました。

それでは、続いて渡委員。

○渡委員 私は、実は経歴がかなり多角的でして、大学では建築を勉強したんですけども、その後にG Kインダストリアルデザイン研究所という、会社に就職しました。筑波科学万博の会場計画とか、パビリオン以外のすき間を全部担当しました。ストリートファニチャーを並べるとか、小さなトイレ、交番などのサービス施設、それから商業施設ですね。そういう都市のすき間、オープンスペースを担当したんですね。筑波博の次に横浜博覧会もやりました。場所は現在の「MM21」です。その後アメリカに行きました。アメリカの会社では、ランドプランニングという職業、それからランドスケープ・アーキテクチャー、さらにサイトプランニングという、かなり大きな視点での実務経験を積んでから大学に戻りました。アメリカで知ったプレイスメイキングは、ここ（報告書）ではエリアマネジメントという枠組みで説明されています。人の居場所をどうするかという、ブライアントパークの根本的な発想を、プレイスメイキングと言います。また、ニューアーバニズムという、そういうプレイスメイキングをたくさんつくれるような、枠組みをつくる新しい都市のデザインなどを学んできました。大学に戻ってからは、つくばエクスプレスの開発の支援とか、そのPR戦略づくりなどを行ってきました。

そういう意味で、かなり多角的な視点でお話をしたいと思います。

まず最初に、一番最後のページ、24ページですね、ここが今後の方向性になると思うので、最初の太文字のところから言います。「緑とオープンスペース」、この二つの概念をまず多角的に考え直すということが重要なと思います。

恐らくここで言う緑というのは、一つは、緑というポジティブな物としての見方です。もう一つは、緑の陰です。ネガティブな見方ですが、利用者本位で見ますと、木陰をつくるのが重要な機能なんですね。つまり、そういう機能を今までの公園が忘れていたのではないかと私には思えます。よくある例として、緑があつてベンチがありますけども、木陰にないんですよね、残念ながら。それから、せっかく緑があつて、それが借景ポイントになるにも関わらず、それを借景していないところにベンチがあつたりします。つまり、そういうところを見直すと、今ある公園も大分変わってくるのではないかと思います。例えば、せっかく育った木をそのまま残して、木の木陰にベンチではなくて可動椅子を置くと、常に木陰に人が自由に座れるんですね。いろいろ日本の公園の観察をしていますと、木陰が変わるに連れて、人の座る行動もだんだん移り変わっていくんですよ。これは、ミッドタウンでもそうですし、いろんなところで観察すればすぐわかります。今までの考え方は、

マネジメントをできるだけ放ったらかしにして、メンテナンスフリーにしたいので、ベンチで固定してしまいますね。なので、それができないんですよ。

それから、もう一つは、1本の木があったら、それをみんなで借景もできるんですね。これは今年、実験したんですね。柏のUDCのところで、みんなで可動椅子を持って、柏の葉キャンパス駅周辺で座ってみようという実験です。そしたら、大きな木へみんな向いて座って食事をしていました。つまり、そういうふうに、小さな木でも大きな木でも、木1本でも借景になるんですね。それは固定されたベンチだとなかなか難しい。

ですから、そういう意味では、ブライアントパークが使っているように、可動の椅子を公園に置くということは、すごく、今あるストックを生かせる方法でもあります。ただし、可動にしておくというのは面倒です。その面倒をいかに今後解決していくかという、その方法をこれから考えればいいと思います。そういう、見方をどんどん変えていくことが重要です。

それから、2番目に、オープンスペースという概念ですね。公園は確かにオープンですけども、ブライアントパークをいろいろ研究していくとわかるんですけど、実はオープンなのですけども、人がたくさんいて、オープンスペースはないんです。人がものすごい数で座っちゃっているの、要するに、ただ単にオープンという場所はないということです。芝生の養生をするときは、そこにみんな座らないんですよ。つまり、そういうふうに柔軟にオープンにできていることが重要です。そこでイベントをしたり、人が座りたいときには、そこに一気に座れるというような意味でのオープンな公園です。その公園の場合は、可動の椅子とテーブルが約5,000個あるんですよ。椅子が4,200、テーブルが800あるんですよ。それくらいの規模が2ヘクタールぐらいの公園に詰まっているわけです。

そのようなフレキシブルな使い方を想定しつつ、木陰をつくる固定物をうまく活用していくということと、そこにさっき言った単なるオープンなスペースの概念ではなくて、居場所となるインテリアを想定するということですね。実はインテリアというのは公園とは全く真逆の発想ですよ。公園とインテリアというのは、普通、全くつながらないんですけど、私から見ると、公園の中にインテリアがあるんですね。つまり、可動の椅子があって木陰があったら、そこに一つのインテリアができます。このインテリアというのは、かなり精神的というか、概念的かもしれません。屋根があって建物があればインテリアができるのではなくて、人が居て、椅子があって、木陰があると、そこに何らかの心的なイン

テリアができます。つまり、そういう発想で捉えていくと、緑とオープンスペースという概念がだんだん変わってくるわけですね。そういう見方で、今まで都立公園とか日本の公園を見ていたのか、という私には疑問があって、恐らく見ていないんじゃないかと思うんですね。なので、そういう見方で考えると、既存の公園の活用方法も少しずつ見えてくるし、これから新しくつくる公園の設計も変わってくると思うんですね。

補足ですが、オープンスペースの重要なポイントは、さっき言った借景をいろんな角度からつくれることですね。先ほど保井先生からもお話がありましたけど、周辺の街区や周辺の建物からも借景ポイントになります。

ちなみにブライアントパークは先ほどお話があったように、あの公園が再生されてから10年ちょっとたったあたりで、もう地価が1.5倍ぐらい上がったらしいんです。管理会社にヒアリング行った時に、その会社が、今度は寄附金として、それをブライアントパークに還元しているという話も聞きました。さらに、隣にはスターバックスができましたし、斜め前の角には、バンク・オブ・アメリカが新しくビルを建てたときに、1階と2階部分をガラス張りにして、そこをブライアントパークの冬のスポットにして、ワン・ブライアントパークという名前にしているんですよ。つまり、アトリウムをブライアントパークの一部にしてくれています。公的な提供をしているわけですね。同じ椅子とテーブルを置いているんですよ。つまり、そういう関連性が、ブライアントパークの周りには生まれています。

なので、そのようなことまで、このオープンスペースという概念に入れていくと、公園の周りも一つのオープンスペースです。つまり、先ほどもお話があったように、公園の周りにある一つのブロックというか、ゾーンが、1階部分は公園の一部として捉えられるみたいなことが起こります。そういうのをアメリカでは、全ての都市が行っているわけではないですけど、アクティブゾーンという名前です。公園の周りの民地側のゾーンをアクティブにするということです。そこに建物を建てる時は、申請に来たときに、必ず例えば東京都に相談するんですよ。そこで民間の方にして欲しいことを、むしろ行政のほうに頼んで、プレイスメイキングを促進します。歩道も使っていいよとか話をして、だんだんプレイスメイキングをつなげていくわけです。実はプランナーが市役所の中に居てやっているわけです。

さらに、そういう多面的なデザインをするという概念は、先ほど来話が出ていますように、利用者本位の見方から生まれます。これはすごく重要なことだと思っています。ブラ

イアントパークを企画したPPSが言っているのは、デザイン・フォー・ユースという概念です。つまり、使うためのデザインですね。これはがちがちにデザインするという意味じゃなくて、提供するという概念です。英語でいうとプロバイドなんですね。だから、椅子をプロバイドする。それから、ごみを収集するサービスをプロバイドする。そして、そのためのゴミ箱をプロバイドする。さらに、きれいなトイレを用意するという。つまり、そういう形を用意した後は自由に使ってもらい、提供するということで、余り押しつけがましくないのです。使うための運営といいましょうか、管理といいましょうか。それで椅子が壊れたら当然修理するというような、裏方的なマネジメントです。そういう考え方が、だんだん人が使いたくなる場をつくっていきます。実は先ほど言った公園に生まれるインテリアを場とも呼んでいるんですけども、いろんな場がそこにたくさんあって、実はその場について、日本の設計論では示す言葉がないんですよ。オープンスペースとか緑は、物を設計するための用語でしかないので、そこにできている、人が感じる場みたいなものをあらわす言葉がないんですよ。ですから、それを東京都の公園でも何か見つける必要があり、あるいは、無ければ、生み出していくということになると思うんですね。

ちなみに、スターバックスは、そういう場をつくることを企業理念にしていますね。サードプレイスといいます。公園というのは、全体がまずサードプレイスになる必要があって、その中にスターバックスみたいに小さなサードプレイスや、人が無料で座れる木陰のサードプレイスとか、水辺のサードプレイスとか、そういうのをどんどん想定していくと良いと思います。

ブライアントパークを観察していくと、小さな場がたくさんそこにあるわけですね。それが多分、多面的な、多様性のある雰囲気をつくっているわけですね。それが時間とともに変わるんですよ。ですから、時間の流れで、三次元的なものだけでなく、四次元的に移り変わっていきます。公園というのは、そういう場だと思うんですね。なので、そのような基本的な概念をまず少し考え直して、それを言葉にしていく必要性があるのではないかという気がします。

その上で、先ほど来話がある、いろんなエリアマネジメント、運営とか経営とか制度という話が出てくるし、運用という言葉が出てくると思うんです。そうすると、そこでもう一つ日本の公園にない言葉としては、公園の中での営業という概念が出て来ます。先ほどのカフェとかがそうです。あとは、設営ですね。設営というのは、さっき言った、ブライアントパークで言うと、椅子やテーブルを置くということです。また、必要に応じてそれ

を動かしたり、イベントのときは、そこをまた違う設営にするということです。1日のうちでいろんな設営がまず管理者によって行われ、使う人によっても設営が同時に行われます。使う人による設営は、セルフデザインとも言いますので、言葉はちょっと変かもしれませんが、民主的に椅子を動かすということです。民主的な形になってくると、セルフデザインになってきて、管理者の手間も結構省けるらしいんですよ。なので、そのところがすごく重要です。そういうふうにポジティブな状態になっていくと、浮浪者が多少いたとしても、余り気にならないような、ポジティブな環境になって行きます。ブライアントパークの会社で聞いてみたら、犯罪がすごく減って、ほとんど起こらないし、椅子も盗まれないらしいんです。むしろ壊れるとか、ちょっと不具合になる椅子を修理するほうが多いと言っていました。それは警察の方に聞きましたけども、同じようなことを言っていました。

なので、そういうポジティブな風景をどんどんそれで作っていくと、そこにいろんな人が来て、多様な人が来て、多様な満足感を得て、使われるようになってきます。それぞれの個人個人がそこで満足するということが重要で、あそこで目指しているのは、実はにぎわいじゃないんです。たまたま人がたくさんいてにぎわって見えるというだけで、全員が交流しているわけじゃないです。公園の中で仕事をしている人もいて、もちろん話をしたり、みんなで集まって編み物をしている人も、卓球している人もいます。その中で交流もあるんですけど、目的は実は交流じゃなくて、一人一人が公園でいかに質の高い生活を送れるかが重視されています。そういう場の目指す方向というのがちょっとぶれてしまうと、今までと同じような言葉の連なりになってしまっていて、海外にあるような先進的な良い状況というのはなかなかつくりにくいんじゃないかという気がします。

この間、ボストンの最新の公園で、ザ・グリーンウェイという、高速道路を地中化した上につくった公園群を見て来ました。延長5キロぐらいで、ウォーターフロントとダウンタウンの間に細長い公園ができていました。やはりいろんな家具がたくさん置かれていました、でも、公園内に固定化されたお店はなかったんですよ。周辺に結構お店があったので、そのお店とうまく連携していました。新旧のマーケットやショッピングモールも周辺にあるんですね。その公園に面しているわけです。土・日になると、公園内に仮設のテントがずっと並んでいました。公園には芝生のゾーンが必ずあるんですよ。さらに、木陰と水やミストがあるゾーン、さらに、テントを並べるゾーンが、ちょうど縦に3列分かれていて、にぎわいゾーンと芝生ゾーンとちょっと囲われたゾーンというのがずっと並行して

あるわけです。そういう形で、やはりいろんな場を提供しているんだなということが分かりました。その3列構成が5キロぐらい続いているわけですね。周辺にお店があって、うまく活用している方法は、多分、東京都に適していて、この概念の方向性もありかなという気がします。

もちろん、今いろいろ取り組まれているカフェとかが、公園に入ると良いと思いますし、また、周辺にカフェなどがあれば、中になくても、もしかするとうまくいく可能性もあるんじゃないかと思います。一応、第一ラウンドとしてはそんな感じです。

先ほど言った、場の一連の見方としては、例えば座り場という形のほか、眺め場。眺める視点場のほうも、眺める対象も重要ですね。さらに食場ですね、これは食べる場です。それから、あとは明かりがやはり必要だと思うんですね。夜の利用に。その明かりも、単なる照明じゃなくて、お店の明かりとか、周辺の明かりです。それから、さっき言った陰ですね。陰り場と私は呼んでいます。さらに、都立公園は大きいですから、公園の中を巡って歩けるという、いろんなところに巡り場が点在していると、同じ公園でも、かなり多角的な体験ができると思います。そういう場というのは、つけ足したら幾らでも想定できます。人が話す話し場とか、いろんな場をどんどん想定していくと、それぞれの公園の特徴も出てきますし、その公園の位置付けやキャラクターというのが生まれていくんじゃないかと思いますし、今後の再生の仕方として、余りお金をかけずに、場の想定ならうまくつくれる可能性もあります。さっき言った設営とかでつくれる可能性もありますし、あるいは低木や枝の剪定とか、今までの管理の延長で、公園がよくなる可能性もあると考えています。ここではこれ以上は具体的に言いませんけども、そういう見方を変えるといろんな可能性が出てきますし、利用本位の、人本位の使い方、イメージが湧いてくるのではないかなという気がします。

とりあえず以上です。

○下村部会長 どうもありがとうございました。

それでは、古澤室長もいかがですか。先ほど町田課長からの激励はいただきましたけども、古澤室長自身のご意見として。

○古澤室長 私は国家公務員なものですから、ある意味、東京都庁以上に、がちがちかもしれないですが、そこはご容赦いただいて。

今回の審議会の資料を拝見しますと、多面的な利用ということ 키워ドにしている

と。多面的活用ということですから、行政的なフェーズでいけば、計画をして、整備をして、管理運営をするという中にあって、管理運営、公園ストックをどうしようかということを中心的に議論していただくというふうに理解をしております。

そうしますと、先ほどご紹介申し上げた議論などの延長で考えると、そこに、今、先生からお話のあった営業ですとか、経営ですとか、そういう行政が一番不得手とする部分、それをしっかりビルトインせいということなんだろうと思っていて、わかりやすく言うと、人がたくさんいるようなところで、しっかり商売ができるような仕組みを行政も考えろということなんだろうなと感じております。その点で、二つ分けて申し上げます。

まず、管理運営以前の話として、整備の観点も忘れてはならないということです。これは先ほど数字に出ていたように、供用エリアがまだ49%で、計画されて整備されていないところが51%、これは都立公園だけじゃなく、市区町村を含めた全体ですよ。ということです、これは地道にやっていく努力は継続していかなければいけないだろうということです。これは、公園とは誰もがが必要な施設だと言いながら、予算配分のときに大体後ろ回しにされるものですから、常にPRしておかないと、政治的に落っこっちゃうと、なかなか、予算は対前年比に幾らでやるものですから、一度落ち始めると、どんどん落ちる一方というふうになるので、これはしっかり努力しなければいけないというのが一つです。

その上で、都で一生懸命されていらっしゃる民間、旧来からの都市計画公園を民間事業者の力を使って整備していくやり方ですとか、あるいは、3%の提供公園をうまく組み合わせるですとか、あるいは民間事業者の公開空地などとセットで効用を発揮されていくですとか、これは、ある意味、過去の先人の遺産を今、我々、活用させていただいているということなんでしょう。これは東京ならではのお話だと思いますので、ぜひ続けていただければというのがあります。

本題の管理のほうですけども、この資料でいきますと、23ページ、24ページのところでしょうか。レストラン、カフェの点。それから、23ページの『良質な公共的空間と一体となる都市公園』、ここでは東京ミッドタウン、檜町公園ですとか、淡路公園ですとか出ておりますが、それが24ページのところにも、どれでしょうか、下から真ん中、下段のあたりでしょうか、いろいろ「賑わいと安らぎのバランスがとれた、居心地の良い公園」、それから20ページでいきますと、「エリアマネジメント活動や質の高い広場空間を創出する都市開発など、公共貢献に取り組む民間活動が活発」であり、これとの官民連携

をとということが書かれております。まず、この辺を手始めにやっていくというのもありなのかなという感じはしています。

また、今年度に入って、都内で活動される大手の不動産関係ですとか、デベロッパーの方とお話する機会があったんですが、そこでは、檜町公園などのお話もありましたが、総じて皆さんおっしゃるのは、使い勝手をより自由にさせてもらえると、もっとやりやすいんだがということを異口同音におっしゃっておいりました。もともと公開空地は、ほとんどが総合設計だったり、都市再生特区であつたりという、容積ボーナスに伴って、ある意味、公共貢献前提で、容積をとりたいためにつくられるというのがほとんどではあるんですが、そのときに、東京都の場合、非常に細かい設計上の行政指導、あるいは管理上の行政指導をされていて、それが質の高い空間を生み出す要因になっていると思うんです。一方、エリアマネジメントの実態をお聞きすると、やはり大手の不動産会社が音頭をとっていらっしゃるのは一生懸命やっていたらっしゃるんですが、皆さんが問題に思っていたらっしゃることの一つに、どうもフリーライダーが多いというお話がありました。ただ、やり始めた以上、歯を食いしばってでも頑張るんだとおっしゃるような企業の方が多くて、要するに公共としてはこういった努力をされている方々をしっかりと応援することを考えるということなんだろうなと思うんです。具体の一例ですが、エリアマネジメントの結果、人が集まって、常ににぎわった感じで空間を維持するには、相当のコストをかけていらっしゃる。東京ミッドタウンでは専属で10人ほどの管理担当者がいらっしゃるとおっしゃいました。朝の7時ぐらいから、もう手作業で芝刈りするなど丁寧な管理をされている。コストをかけていらっしゃるんです。そのときに、檜町公園と一体でイベントができるような使い方ができると、なお賑わいに効果があるんだがというお声に対して、応えられるかどうかというのはあるのかなという感じがいたしました。

ただ、それをやるときに、今度は実務上の問題なんですけども、必ず出るのが、何で公共空間で特定の民間事業者にもうけさせるんだよという声が出るんですね。市民の方、それから議会、さらには同業他社の民間の方。「いや、俺にもやらせろ」と。もうける場合に、必ずそういう声が出てきて、しかもそういう声のほうが大きいものですから、実質、管理をする部隊としてみると、なかなかそれに明確に答えられない。そうしますと、管理上、キャッチボールはだめですとかというような看板が多くなってしまうという実態があるのも現実ですので、そのさばきの仕方、管理担当者個人ではなく、組織として、あるいは制度として受けられる仕方、それをぜひ東京都が頑張って知恵を絞っていただきたい

なという感じがあります。先ほど上野公園と駒沢公園の例がご紹介されましたが、もっと何かオープンにやるやり方もあるのかなという感じはします。

先ほど保井先生から道路のお話がありましたが、道路の場合ですと、ちょっと時期は失念しましたが、道路法の改正がされていて、通常、公共空間を占有した場合、占用料というのを取るんですが、地方自治法に基づく条例では、多くのところが固定資産税相当額みたいな形になっています。そうすると、地方はともかく、都内でいけば、ある意味、ものすごいもうかる可能性があるんですね。それで、道路はどうしたかという、高速道路などの高架下のようなところを使ってレストランをつくったりだとか、いろんな商売をやるときに、そもそも道路法の中で占用料を取れる規定があるんですが、そういった、よりもうかるような場合には、入札で一番高値を出したところに占用を認めるという仕組みが道路法の中にビルトインされています。つまり、ある意味、高い場所代を出してもやりたいよという民間に来ていただけるというような規定がありまして、実は今、公園でもできないかということで検討を始めているんですが、恐らくそういった形でもって人が来て、なおかつ仕組み的にオープンなやり方で入札ができるわけですから、同業他社などから不透明なところを指されることもありませんか、一方で、そういう仕組みで経営的に成り立つ、民間の手が挙がるような場面って、都立公園だとかという以外、日本国内でも、そうないんだと思うんです。そういう有利な位置に、東京都の公園、立地はあるということです。こちらの方向性の議論とは別途に、そういった視点からのいろいろとご検討頂ければと思います。

長くなりましたが、以上です。

○下村部会長 どうもありがとうございました。

今、意見をお伺いしていて、私、どうしても報告書でどういうふうにまとめていくかという点が気になっているのですが、せっかく、この部会は、エリアマネジメントとか、プレイスメイキングといった、違った分野の方々に集まっていますので、そういった概念、それぞれの専門性から見たときに、都市公園そのものですとか、あるいは都市公園の使い方に関して、何か新しい概念ですね、それを一つというか、何か提示できるのであれば、すばらしいと思いました。例えば先ほど保井委員からは、官民の垣根を取ってパブリックスペースを創るというような話がありましたし、渡委員からは、場という概念を示す適切な言葉がないという話もありました。そういった、これまでとは違った、根本的に見方を変えましょうというような概念を出すことができれば、重要なアウトプットの

一つになるだろうなと思います。

それから、やはり古澤室長からも出ていました仕分けの問題ですね。やはりどうしても東京都の場合は、最初に言いましたとおり、いろんなご要望が出てくる可能性があつて、それらの要望をどういう概念とか考え方で仕分けをしていくのかが求められると思います。現在、新しい公共とか、あるいは共有とか、公共ではなくてコモンズ関係ですね。そういう概念も出てきている中で、どんなふうに多面的な活用というものを定義していくかという議論も、仕分けを念頭に置いてやっていくとよいと思います。それは恐らく、古澤室長からもご指摘いただいたように、かなり事務的な、実務的な側面と一体化していく中で、どういう言葉を使っていくのかという検討が必要になってくると思いました。

それから、今出てきたご議論は、どちらかという都心部といいますか、東京ならではのところで、活力のある状況や考え方のもとでの都市公園管理なんですけれども、私の専門である風景計画という視点から言うと、いわゆるコミュニティ形成ですね、コミュニティの再生とか形成が、かなり大きな課題になっていて、そういった中に都市公園をどういうふうに位置づけるかも検討課題と考えています。一つはコミュニティとして皆さんでしっかり使っていただくことと同時に、コミュニティのよりどころというか、風景的に皆さんで共有され、よりどころになっていくということですね。その土地がどういう歴史を持って、どういうふうに展開してきたかというようなことをしっかりオープンスペースを通して見せていき、それをコミュニティで共有していくということが重要になってくると考えています。再開発とかもそうなんです、やはりどうしてもスクラップ・アンド・ビルドというか、経済性とか合理性とかを優先する余り、従来のその土地が持っていた本来的な姿というか、ランドスケープというものから、かけ離れたものになってしまっているものも多々あります。そういった土地の風景の記憶を再生していくというか、そういったことも概念の中には入れていったほうがよいと考えております。こうした多くの視点・観点のバランスをどのようにとって、報告書に盛り込むのが課題かなと思います。

先ほど、東京都でできなくてどうするんだという話がありまして、財とか人が、十分にあるということと同時に、東京都には山地部から臨海部まであつて、要は日本の縮図のような土地でもありますので、そういった点も含めて、モデル化することを目標にすべきであると考えています。

半分座長としての意味合いと、個人的な意見とを含めて、コメントをさせていただきました。

あと少し時間が残っています。今のやりとりの中で、それぞれ委員に対するご質問とかご意見がありましたら、あるいは付加的につけ加えることでも、触発されて、こういうことも言っておきたいというようなこともあれば、ご発言いただくとよいと思います。いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

○渡委員 ちょっと質問、いいでしょうか。

上野公園で例えばスターバックスとかを導入したときに、何らかの審査というのはされたんですか。富山市では、たしか審査をしたという話を聞きましたけども。

○佐野課長 プロポーザル方式で業者を公募いたしまして、実際は公園協会でも公募をしたんですが、審査の時点の中では、やはり公の施設ですので、企業の安定性だとか、あと、もちろんお店のコンセプトですとか、あとは売り上げの一部を公益に還元するという割合もお答えいただきながら、審査をさせていただきました。

○渡委員 そうですね、私も富山と聞いたときは、やっぱりどうしても審査をすると、スターバックスのパブリックマインドがすご過ぎて、ほかの企業がかなわないと言っていました。やっぱりそういうサードプレイスを目指しているだけあって、ただコーヒーを売るだけじゃないようです。それから、借景はすごいです。私は世界中のスターバックスの周辺の写真を撮ってくるんですけど、すごい借景をしているんです。日本でもそうですね。富山だけでなく、福岡の大濠公園もそうですね。福岡の公園の中のスターバックスというのは、たしかコンサートを毎週行ったり、いろんなコミュニティ活動もしているようです。

つくば市でも、センターマルシェといって、歩道とか公園に移動販売車がお店を開くという取り組みをして、今年度、6月から、それが実際にペデカフェプロジェクトとして進んでいます。そこでも審査委員会を設けて、毎年、社会実験のときも出店者のパブリックマインドを一応審査することをしていました。東京都も、これだけの公園の中で、応募者が多いと思います。なかなか難しいと思うんですけど、何らかのそういう指標みたいなものがつくるといいかなと思います。それが一つの質問でした。

それと、ついでにですけど、富山の同じ市内にある、すごく使われている都市広場がありまして、グランドプラザといいますけども、あそこのグランドプラザは屋根がついているんですね。日本の公園には、もっと、屋根付きのスペースがあってもいいような気がします。小さな屋根はもちろんあるんですけど、それを一つの施設としてなかなか自由に使えないので、自由に使える、つまり屋内公園的なスペースというのは重要だと思います。

す。つくば市に洞峰公園という20ヘクタールぐらいの総合公園がありまして、そこで再生の提案したときに、いろんな調査をしました。そこで、特に若いお母さん、小さい子供さんを持つお母さんは、児童館とかはなかなか敷居が高かったり、テリトリーがあるらしくて、なかなか自由に使えないので、総合公園で使える屋内公園があるといいなという要望がありました。児童館や街区公園のように学校区や近隣のテリトリーが無い、総合公園的なオープンなところでこそ、屋内公園みたいなのがあって、雨の日でも寒いときでも自由に使えるような場があるといいなという意見をたくさん聞きました。グランドプラザのような、自由に使え、いろんなイベントも可能で、そこでお金も取れる、そういう場所があるといいのかなと思います。つまり公園じゃなくて広場的な発想なんですけど、それが公園の中にも一部あっていいのではないかなということです。

ちなみに、富山市のグランドプラザは、用途を無指定にあえてしているというのが重要なポイントですね。それは富山市が、何とそれを最初に設定したんですね。もともとは区画整理とかで、道路も集めてつくったエリアです。それを道路でも広場でも公園でもなく、単なる空地にすることによって、そこにマネジメントオフィスを専用で設けて、つまり無法状態にならないようにしました。そのエリアの特別な、特区的な運営を綿密に行ったということで、ものすごく使われるスペースになっています。

以上です。

○下村部会長 保井さん、どうですか。

○保井委員 お話をお伺いしてまして、次回までにどういう議論、次回、どういう議論になるのかに関して、少しだけ考えたことを最後にお話できればと思うんですけど。

何か「公園管理」というふうに一言で言うことはできるんですけど、恐らく先ほどの設営・営業みたいな話と、本当に日々の維持管理の部分、メンテナンスの部分全部一括して話せる公園と、そうではなくて、それを分けて考えたほうがいいところがあるように思います。それから、部会長もおっしゃったように、企業が主導していくようなところと、住民ないしはグループだったり、コミュニティビジネスなんかのところ为主体になっていくような郊外でいくと、多分、パターンは幾つかあって、何かそこを少しシミュレーションできるといいというふうに思いました。恐らく公園の規模によっても、全部を民間管理できるようなところも、都立公園は広いので余りないのかなと思いますが、そういうところもあるかもしれないですし、公園の一部だけだったら、根っこから管理できるとか、あるいは収益事業の還元として、いわゆるグレードアップ管理というふうに言っているのか

わからないですけども、要するに設営とか、活用に近い部分の管理を担っていくところだけやったほうが効果が上がるのところとか、何種類かあるような気がするので、何かその辺を、場所だったり、主体だったりで、少しカテゴリーを分けて、できれば具体の公園のイメージなんかも浮かべながら議論できるといいのかなというふうに思いました。

○下村部会長 どうもありがとうございました。

本当はこのあたりから少しずつ突っ込んで議論していきたいところなんですけど、一応、時間のコントロールもあります。ただ、年内ぐらいに、ある程度、形をつくらなきゃいけないということなので、次が結構勝負になると思うんですね。今、保井委員からもちょうとご提案がありましたけれども、次回にどんな議論ができるといいかという点に関して、事務局と委員の方々とコミュニケーションとっていただいて、それで次回、方向性を皆さんで共有しながら、もう少し突っ込んだ議論ができて、アウトプットのイメージに向けて整理が少しでも進めばよいと考えています。

今日のところは、まだジャブ程度の議論でしたけど、委員それぞれのバックグラウンドが違って、いろんなご意見をお持ちのようですので楽しい議論になりそうだと思います。今日のところは、これで議論を終了させていただきたいと思います。

事務局のほうにお戻しさせていただきます。

○堀課長代理 委員の皆様、どうもありがとうございました。

回次の専門部会ですけど、11月24日、木曜日の夜17時から19時に開催させていただきたいと思いますが、皆様、ご都合いかがでしょうか。

○下村部会長 私も予約はいただいているので、あいてはいますけども。

金子先生も、もちろん大丈夫ですね。

○小林課長 はい、大丈夫です。

○下村部会長 今日のご欠席でしたので、ぜひ、今日の内容もご説明の上で、次回ご参加いただければと思います。

○堀課長代理 ありがとうございます。

では、11月24日、木曜日の17時から19時ということで、よろしく願いできればと思います。

なお、本日の議論を踏まえた案を事務局にて作成の上、専門部会前に、委員の皆様にご説明に伺えればと考えておりますので、よろしくお願いします。

では、本日は、長い間どうもありがとうございました。

—了—